



平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 脇阪 聡 史
コ ー ド 9 4 0 5 東証（市場第 2 部）
本 社 所 在 地 大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号
問 合 せ 先 総 務 局 長 安 田 卓 生
T E L 06-6458-5321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 30 日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 15 条および第 23 条に定める招集権者および議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 <u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。</u>	(株主総会の招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の定める代表取締役が取締役会の決議に基づき招集し、その議長となる。</u> 2. <u>前項の代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。</u>
(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> 2. <u>前項の代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 26 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日：平成 26 年 6 月 26 日

以上